

Title	日米安保条約改定とソ連の対日政策
Sub Title	Soviet policy toward revision of the U.S.-Japan security treaty in 1960
Author	斎藤, 元秀(Saito, Motohide)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.5 (1980. 5) ,p.65- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19800515-0065">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19800515-0065</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 日米安保条約改定とソ連の対日政策

齋藤元秀

## 緒言

- 一、日ソ共同宣言以後の対日政策
  - 二、対日政策の転換
  - 三、日米安保条約改定とソ連
  - 四、対日政策の構造
- 結語にかえて ——

## 緒言

ソ連のアジア外交についての研究で高名なドナルド・ザゴリア教授は「ソ連と極東」と題する論文のなかで、日ソ両国間に存在する重要な争点として、日ソ平和条約、北方領土、北洋漁業、シベリア開発および日本の安全保障の五つを挙げている。<sup>(1)</sup> 戦後日ソ関係は、確かに、かかる五事項を機軸として今日まで展開されてきたように思われる。

具体的には、日ソ平和条約締結の実現は一九五一年九月のサンフランシスコ講和会議以来のソ連の念願であり、北方領土

の帰属をめぐる日ソ両国の確執は今日まで平和条約締結を阻む最大の要因となつてきた。また、サンフランシスコ講和条約発効後一〇年振りに再開された北洋漁業は毎年春の漁期が到来するたびに、操業区域ならびに漁獲高および安全操業問題などをめぐつて日ソ間で激しい応酬がなされている。これに加えて、一九五六年のソ連共産党第二〇回大会におけるフルシチヨフ第一書記の国内経済開発重視の方針の表明以来、シベリア開発が日本の産業貿易界の耳目を集める新しい争点として登場した。さらにわが国の安全保障問題について記せば、ソ連の政策は日米安全保障条約廃棄を求めたスターリン首相時代、日米安全保障体制に暗黙の了解を与え日ソ国交正常化交渉開始を決意したマレンコフ首相時代など、日米安全保障体制への評価を二転三転させつつ、今日に至つて<sup>(2)</sup>いる。

本稿の主要課題は、一九五六年一〇月の日ソ共同宣言調印から一九六〇年六月の新日米安全保障条約批准に至るまでの三年八ヶ月余りの間、ソ連がいかなる対日政策を展開したかを分析することにある。日米安保改定交渉が開始される五八年初秋まで、ソ連は五大争点のいずれを優先して、対日接近を図つたのであろうか。一九五八年九月、藤山外相との会談の席上、ダレス國務長官は日本側の要請を聞き入れ日米安全保障条約改定に応ずるとの発言を行なつたが、ソ連はこれにいかなる反応を示し、同年秋に始まる条約改定交渉の期間中、岸政権にいかなる政策を要求したのであろうか。また、安保反対闘争が激化するなかで、ソ連は日本国内の条約反対勢力にいかなる働きかけを行つたのであろうか。さらに、徐々にではあるが確実に進行中のソソ対立はソ連対日政策にいかなる影響を与えたのであろうか。日ソ平和条約、北方領土、北洋漁業、シベリア開発、日ソ貿易問題とソ連の安保条約非難との間には、いかなる相関関係が認められるのであろうか。この時期のソ連対日政策の構造について、総合的な評価を試みたい。

ところで、従来の日ソ関係の研究はもつぱら日本側の動向に焦点をあてることが多く、ソ連側の対日政策を中心に両国関係を検討したものは稀であつたように思われる。改めて指摘するまでもなく、戦後日ソ関係の実相を正確に把握するために

は、ソ連対日政策の基本構造およびその動態を解明する作業が不可欠である。したがつて本稿は、このような欠落部分の補充をも目的としている。

(1) Donald S. Zagoria, "The Soviet Union and the Far East," *Intra-Asian International Relations*, ed. George T. Yu (Colorado: Westview Press, 1977), pp. 69-77.

(2) 一九五〇年初頭から日ソ共同宣言調印に至るソ連対日政策の変遷については、拙稿「鳩山外交の再検討―日ソ交渉を基軸として」(『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』第八巻、昭和五〇年、所収)を参照されたい。

## 一、日ソ共同宣言以後の対日政策

**通商・貿易問題** 一九五六年一〇月一九日にモスクワで調印された日ソ共同宣言は、第二次世界大戦の終結後も久しい間継続していた国際法的な戦争状態に終止符を打つた点に、その意義があつた。国交修復以後も、ソ連は引き続き多岐にわたる働きかけをわが国に対し行ない、両国関係の発展に関心のあるところを示した。しかしながらソ連は、国交正常化実現の直後から、共同宣言第九条に記された「日本国およびソビエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する」との規定に基づいて、平和条約の早期締結を求めて積極的に対日外交を展開したわけではなかつた。一九五七年一月一九日の中ソ共同宣言においても、また同年二月一二日のシェピロフ外相のソ連最高幹部会議における演説においても、平和条約の締結に関する特別な言及はなかつたのである。<sup>(1)</sup>

たとえば、中ソ共同宣言は次のように述べている。

「双方は日ソ外交関係の復活を歓迎し、日中関係の正常化を日程に載せるために一層の努力を払わねばならないと考えている。日本とソ連邦および中国との友好・協力の強化は、ソ連邦と中華人民共和国の利益に應えるものであるばかりでなく、日本国民の切実な利益にも應えるものである」(傍点引用者)

同年一月二十九日に在日ソ連通商代表部ハルジャン代表が日ソ貿易会総会で行なつた演説や六月一日のフルシチョフ第一書記の広岡朝日新聞本社編集局長との単独会見の席上での発言からも明らかのように、ソ連は経済復興の目覚ましい日本との間に可能な限り安定し、かつ長期的な通商条約および貿易支払協定を締結することに、対日政策の最優先目標を設定していた。<sup>(2)</sup> 国交正常化実現後初めて赴任する駐日大使に造船・機械工業等に造詣の深いデボシャン副首相を任命したのも、確固たる日ソ経済関係を樹立するための布石であつたといえるであろう。第六次五ヶ年計画のもとで国内経済およびシベリア開発に力を入れ始めたソ連が、地理的に至近距離にある日本からの化学工業・機械工業用プラント、鉄道車両および船舶その他の輸入を強く希望したとしても不思議ではない。

ところでソ連には、最重要課題の実現のために、「魚」を用いて日本に譲歩を迫る傾向が強い。一九五七年春の対日政策に關しても、かかる命題は妥当性を持つていた。事実、一九五七年三月中旬、同年度の北洋におけるサケ・マス漁獲高をめぐつて日ソ双方の意見が対立し、漁業交渉が暗礁に乗り上げるや、ソ連は機を逸せず漁業と通商・貿易問題を別個に取り扱うのは不可能であり、日本側が漁期に間に合わせ出漁を望むのであれば、日ソ通商条約および日ソ貿易支払協定締結のための交渉が開始されねばならない、と主張したのである。<sup>(3)</sup>

当然のことながら、ソ連のこの方針は、「漁業と通商・貿易問題は切り放して考えるべきである」とする岸内閣および水産界からの強い反発を招き、同年度の出漁が危ぶまれる情勢となつた。しかし、事態打開のために、三月一日、岸首相とデボシャン駐日大使の間で政治折衝がもたれ、「日ソ漁業交渉は日ソ国交回復後最初のケースであるから、ソ連は大局的見地から考慮してもらいたい」との岸首相の要請があると、デボシャン駐日大使はこれに了承の意を表明した。<sup>(4)</sup> かかるソ連の態度は、当時、あたかも日本政府に大幅な譲歩をもたらしたかのような印象を与えるものであつたが、出漁許可獲得の代償として、たとえ黙示的にせよ日本政府がソ連との通商条約締結交渉の開始を確約せざるを得なかつた点に着目するならば、「魚」

手段として日本から譲歩を引き出すというソ連の政策は初期の目的を達成したといえるのである。一九五七年一月六日、日ソ通商条約（有効期間五ヶ年）および日ソ貿易支払協定（有効期間一ヶ年）が東京において調印された。<sup>5)</sup>

以上概観したように、平和条約と通商条約に関していえば、日ソ共同宣言調印後しばらくの間、両国の政策の間には克服し難い相違は存在しなかつた。両国とも、平和条約締結を焦眉の問題とは考えておらず、また、ソ連が最重要の課題とみなした通商条約についても、経済関係を漸次改善させて行くという両国の姿勢には大きな相違は存在しなかつたのである。これに反し、日ソ両国の関係を鳩山内閣時代の「友好時代」から岸内閣時代の「敵対時代」へと向わしめたのが、日米安保条約改定問題であつたように思われる。以下、この問題を中心に、日ソ関係の冷却化過程を考えてみたい。

**日米安保改定問題** 周知のごとく、日米安全保障条約改定問題が表面化したのは、日ソ国交正常化交渉の事情説明を兼ね重光外相が渡米した一九五五年八月のことである。しかし、旧安全保障条約の片務性は正を求める重光外相の要請は、日本側に西太平洋地域を米国とともに防衛する決意が欠落しているとの事由から、ダレス國務長官により一蹴されている。しかし、それにもかかわらず、重光外相に同行し、米政府の安保条約改定問題への敵しい姿勢に直接膚で触れた岸首相は、総裁就任以来安保改定の方針を強く前面に押し出し、着実に準備を進めた。一九五七年五月の第一次東南アジア諸国歴訪もその一環であつた。

五月二二日夜の日本向けモスクワ放送が示唆するように、岸首相の歴訪に対してソ連は当初静観の態度をとつていたが、その後、対日批判に転じ、「岸首相は中国の国連加盟を時期尚早と発言し、アジアを分裂させ、バンドン會議の成果を無効にしよう」と企んでいる勢力に支持を与えた<sup>7)</sup>との非難を開始した。さらに、岸首相の東南アジア開発基金構想についても、「米国の資本と日本の技術とアジアの原料・動力源を利用し、東南アジアの経済を發展させる」というのは建前にすぎず、その本質は「政治的にも経済的にも中国封じ込めを狙つたアジア版マーシャルプランに他ならない」<sup>8)</sup>（傍点引用者）と断定し

た。しかし、第一次東南アジア歴訪に関するソ連の論評は、依然として、それを日米安保条約改定の布石、あるいは対ソ封じ込めの企図とは解釈していない。この事實は、安保条約改定交渉開始以前のソ連側見解を分析する上で、留意されるべき点である。

東南アジア訪問を終えた岸首相は、六月一九日からワシントンで開催されるアイゼンハワー大統領との首脳会談に出席のため、慌しく米国に向け飛び立つた。この日米首脳会談に照準を合わせるかのように、同会談開催前日の六月一八日、フルシチョフ第一書記は広岡朝日新聞本社編集局長と延々三時間一五分にわたる異例の単独会見をもち、席上、既述の日ソ貿易振興の他に日中貿易の重要性を力説する一方、日本が中国承認に踏み切れば「中ソ条約の(対日条項に言及した)語句の修正は可能であろう」と語った。また日ソ平和条約についても、日ソ共同宣言の合意に基づいて取り結ばれるべきであり、「平和条約が調印されれば、直ちに齒舞・色丹の両島は日本に引き渡されることになる。この点は鳩山氏に述べたが、万一米国が日本に沖繩を返還するような事態が発生すれば、たとえ平和条約調印以前であつても、齒舞・色丹両島を日本に引き渡すようわが方政府に提唱してもよい」と言明した。かかる発言を頼りにフルシチョフ・広岡会見のソ連側意図を探ぐることはさして難事ではない。フルシチョフ第一書記が会見に応じた主たる理由が岸内閣の主張する日米再接近政策を牽制し、さらに日ソ友好関係発展に賭けるソ連の情熱を日本のマスメディアを利用して劇的な形で日本国民に直接伝える点にあつたことは、ほぼ間違いないところであらう。

一方、ワシントンに目を転ずれば、六月二一日、「日米新時代」あるいは「イコール・パートナーシップ」という言葉に象徴される、より密接かつ対等な日米関係の発展を謳つた共同声明が岸首相とアイゼンハワー大統領の間で発表された。この岸・アイゼンハワー共同声明の意義は、重光外相の安保改定申し入れを言下に拒否していた米国政府が、駐日米大使館からの働きかけもあつて、対日講和条約と引き換えに締結した日米安全保障条約を「本質的に暫定的なもの」であると認め、

「同条約に関して」生ずる問題を検討するため政府間委員会の設置」に合意した点に求められる。<sup>(10)</sup> 安保条約改定の糸口を見出すことをその渡米目的としていた岸首相はその目標の達成に一応成功したといえるであろう。<sup>(11)</sup>

しかし、概して日米関係の現状分析で厳しい評価を下す傾向の強いソ連報道機関は、日米共同声明についても批判的な分析を行なつた。例えば、日本外交に精通したセシエーノフは『国際問題』において、「岸首相は安保改定もしくは破棄に関し、米国から了承をとりつける代わりに〈防衛同盟〉委員会設置に同意を与え」、「米国の圧力に屈し同国製のサイドワインダー誘導ミサイルを自衛隊に装備する約束までした」と論じている。<sup>(12)</sup> また、ソ連共産党機関紙『プラウダ』は日米共同声明を「イコール・パートナーシップ」を謳つたものではなく「アンイコール・パートナーシップ」を再確認したものにすぎないと断定している。<sup>(13)</sup> こうした岸首相訪米の成果に対するソ連の見解は、社会党を始めとする野党の辛辣な評価とほぼ軌を一にしていた。

- (1) 中ソ共同宣言については *New York Times*, January 19, 1957. シェーローフ外相演説については、日刊労働通信社編『日ソ間主要交換文書論説集』日刊労働通信社、昭和三十九年四月一四二頁を見よ。なお、同書「ソ中共同宣言」(三九二頁)の「日ソ関係正常化の一段の」は「日中関係正常化の一段」の誤りである。
- (2) 『朝日新聞』昭和三十二年一月三〇日および『Правда』, 30 июня 1957. なお、ソ連が日本の経済復興に高い評価を下している事実は、前掲シェーローフ演説から窺い知ることができよう。
- (3) アジア連帯委員会中政春日本代表との会談におけるマルチメディア第一書記の発言、『朝日新聞』昭和三十二年三月一九日。
- (4) 同三月一六日。なお、同四月五日も参照。
- (5) 同条約の締結過程、意義、問題点については *The Oriental Economist*, October 1957, pp. 502-503; January 1958, p. 34などを参照。
- (6) 『朝日新聞』昭和三十二年五月一三日。
- (7) 『Правда』, 9 июня 1957 г.
- (8) Там же. なお、岸首相東来ソ連の歴史に対するソ連の反応については、『Правда』, 7 сентября 1957 г. 及び Д. Васильев, Япония и страны Азии, «Новое время», 1957. No. 25, стр. 6-8. を参照。
- (9) См. «Правда», 30 июня 1957 г.



- (10) 在日米大使館が日米安保改定交渉に影響力を持っていたことについては、同交渉当時一等書記官として在日米大使館に勤務し交渉にも参与したりチャード・スナイダー・コロンビア大学客員教授から、昭和五四年四月二十五日、聴取した。
- (11) 岸・アイゼンハワー共同声明に関するすぐれた分析としては、神谷不二「日米首脳会談の軌跡」(神谷不二編『日本とアメリカ協調と対立の構造』日本経済新聞社、昭和四八年一八一—一八五ページ)がある。
- (12) A. Semynov, "Japan's Foreign Policy," *International Affairs*, April 1958, p. 31.
- (13) 《Правда》, 25 июня 1957 г.

## 二、対日政策の転換

ところで、既に言及したように日ソ平和条約締結はソ連政府から最優先を付与されていたわけではない。しかし同時に、同条約締結問題がソ連政府政策決定者から等閑視され続けたと断定することも適切ではなからう。なぜならば、前述のフルシチョフ・広岡会見以外の場においても、『イズベスチヤ』および、『ブラウダ』その他を通じ、平和条約締結の必要性は断続的にせよ強調されているからである。また、一九五七年一月一日、駐ソ・エジプト大使館主催レセプションにおいて、フルシチョフ第一書記は門脇駐ソ大使に「条件などありません。調印しようじやないか。そして片付けてしまおう。条件などあるならあとでも話し合えるではないか」と述べ、平和条約の即時調印を非公式ながら促している。<sup>(1)</sup>

同年八月のソ連政府回答が証左するように、ソ連は北洋安全操業と平和条約に係わる交渉はそれぞれ切り放して行なうとする日本側方針に支持を表明していた。<sup>(2)</sup>ところが、突然この態度を翻し、一九五八年二月五日、「日本政府は、日ソ共同宣言の署名から相当の時日を経過せるにも拘わらず、今なお平和条約を締結する用意を表明していない。右に鑑み、ソ連政府は漁業問題を審議する条件が未だ熟していないと認定する」という文書をソ連国家計画委員会(ゴスプラン)イシコフ漁業部長を通じ発表した。<sup>(3)</sup>一二海涇を採用するソ連にいわしむれば、同国領海内での日本人漁民安全操業を認定するためには、先

ずもつて平和条約の締結がなされねばならなかつたのである。

北洋の安全操業実現と平和条約調印を一括したソ連の新方針は、モスクワで「百日交渉」と呼ばれる恒例の日ソ漁業交渉が難航していただけに、わが国内において水産業界を中心にさまざまな波紋を巻き起した。二月二日、岸首相は衆議院予算委員会で、「日ソ共同宣言を発表した時から日本としてはソ連との間に平和条約が締結されるべきであると考えており、この交渉にも応ずべきであると思う」と述べ、日米安保条約の改定と同様に、日ソ平和条約締結についても積極的に取り組む姿勢を見せている。<sup>(4)</sup>しかし、自民党内で日ソ論議が盛り上がり、北方領土の返還問題をめぐり対ソ強硬論が抬頭してくると、岸首相は慎重論に転じ始め、安全操業・漁業交渉および平和条約はそれぞれ独立した問題として扱うものとする、また、平和条約については、国後・択捉を含む南千島をソ連が日本に返還するのが前提であり、その見通しなしに平和条約交渉に入ることは毛頭できない、と論ずるに及んだ。<sup>(5)</sup>これにより、安全操業の実現ならびに平和条約の締結の両問題は、次の池田内閣にその解決が委ねられることになつたのである。

ところで、一九五八年六月一二日に発足した第二次岸内閣の主要課題は米政府から日米安保条約改定への同意を取り付け、日本に有利なかたちで交渉を進める点にあつた。同年九月三日、条約改定に意欲を燃やす岸首相は藤山外相をワシントンに派遣した。これに対してソ連政府機関紙『イズベスチャ』は、「日米支配層は安保条約の不平等性から最大の利益を享受しており、日米双方とも安保改定の積極的理由を持ち合わせていない」と報じている。<sup>(6)</sup>ソ連の他の報道機関も総じて藤山・ダレス会談に関し否定的な見通しを立てていた点から判断すれば、一九五一年締結の日米安保条約の内容に自負を持つダレス國務長官が「安保条約の不平等性を正す具体的計画を何んら持ち合わせていない」（『イズベスチャ』九月四日）藤山外相に対し、岸・アイゼンハワー会談から幾許も経ないうちに、条約改定の同意を与えろとはソ連は予測していなかつたように思われる。

米国がいかなる理由によつて日本側の安保改定要請を受諾したかについて、ソ連の解釈は二つの流れに大別されうる。第一は軍事的視座から説き起すもので、一九五八年夏に勃発した金門・馬祖事件を契機に極東戦略の再検討を余儀なくされた米国が、「対日軍事同盟体制」の強化を図るべく条約改定に応じた<sup>(7)</sup>と論断する。他方、第二の流れに立つものは政治および経済的角度から検討する。それによれば、日本経済の復興ならびに国際社会における地位の向上が日本の「独占資本ブルジョアジー」に日米関係平等化の達成への欲求を募らせ、情勢変化を悟つた米国が日本での立場を温存するために条約改定に同意した<sup>(8)</sup>としている。このように、条約改定に米国が賛意を示した理由について、ソ連の学者の間には見解の相違が存在し、未だにその決着はつけられていない。しかし、条約改定交渉当時のソ連政府の公的見解は前者の考え方に組みするものであつた<sup>(9)</sup>。

ともあれ、改定問題が現実化すると、ソ連は「岸内閣打倒」、「日米安保交渉阻止」を標榜し、急進的な対日宣伝攻勢を展開し始めた。安保改定交渉前半期において反対闘争を激化させるための有力材料としてソ連が選定したのは、勤務評定、警職法改正および憲法第九条改正を示唆したとして物議を醸した一九五八年一月四日のNBCのブラウン記者に対する岸首相の発言である<sup>(10)</sup>。そのうち、ソ連が特に重視したのが、広範な「日本人民」を動員する可能性が最も濃厚な警職法改正問題であつた。ソ連は、中国とともに、「西欧諸国の社会党より遙かに進歩的な」日本社会党と「マルクス・レーニン主義をその行動指針とする」日本共産党に対して統一戦線を結成するよう再三にわたり勧告を行なつた<sup>(11)</sup>。同年一月一三日に社会党・総評等六六団体が設立した警職法改悪反対国民会議に共産党がかるうじてオブザーバーの資格で参加を認められたという事実が示しているように、同国民会議参加団体の種々の思惑が災いし、実際には中ソ両国が主張するほど堅固な社共統一戦線が結成されたとはいい難い。しかしながら、そうした統一戦線の脆弱性が存在したにせよ、警職法改正反対闘争を主たる媒体として、「反動政策」を押し進めようとしている岸内閣に打撃を与え、安保改定交渉を挫折に導こうとするソ連の政策は、

ほぼ思惑通りの成果を収め得たように思われる。なぜならば、一月二二日、警職法改正法案が「審議未了」を名目に反古にされたのに引き続き、一月一六日の第三回日米会談では日本側首席代表藤山外相から、「国内政局混乱」を理由に安保改定交渉中断の申し入れがなされたからである。

かかる時期を捉え、同年一月二二日、グロムイコ外相は門脇駐ソ大使に対し、安保改定に関するソ連政府の初の公式見解を伝える対日覚書を<sup>(12)</sup>手交した。岸内閣が締結を急ぐ「新日米軍事同盟」が日中および日ソの善隣関係発展を阻害し、日本が戦争に巻き込む可能性が高いことを指摘し、加えて比較的狭隘な国土に人口、産業ならびに文化が高度に集中している日本が核戦争勃発時においていかに脆弱であるか強調した後、ソ連政府覚書は次のように述べている。

「ソ連政府の確信するところによれば、日本がかつて押しつけられた奴隸的軍事義務を拒否し、沖縄および小笠原諸島を含む日本領土にある外国軍事基地の撤廃を図り、一切の外国軍隊の自国領土からの撤退を迫ることは、全世界平和の強化および日本国民自身の利益にかなうものである。日本の安全は再軍備と戦争を放棄し、中立政策採用の可能性を開いている日本国憲法の規定を厳守することによつて最も良く保障される……ソ連政府は日本の中立を尊重することを厳粛に誓約する用意がある」

断続的にせよ、一九五〇年代初頭以降ソ連は西欧諸国を対象に中立化構想を披瀝しているが、戦後日本に正式に中立政策を採用するよう求めたものは右記覚書が最初である。この意味において、一月二二日付覚書は戦後ソ連対日政策の一つの節目を形成しているといつてよい。日本外務省はこのソ連政府覚書を我が国外交政策に対する「内政干渉」であると斥けた。しかし、このソ連政府の中立化の呼びかけは、同じく安保条約破棄・中立日本実現を要請した一月一九日の中国陳毅外相の声明の直後に出されたという事情もあつて、革新陣営に甚大な衝撃を与えた。例えば、ソ連政府覚書公表の約一週間後の一月二二日、日本共産党幹部会は「日本人民の独立と安全への道」と題する声明文を『アカハタ』紙上に発表し、「中立の立場は戦争を支持することになる」とのそれまでの党方針を大幅に修正して、中ソ両国の勧告に完全に同調することを宣言した。<sup>(13)</sup> 他方、社会党は従来のスイス型「消極中立」論を一步進め、一九五九年一月一九日に開催の党中央委員会におい

て、「積極中立」論を正式な党方針とする旨の決議を採択している。<sup>(14)</sup> いずれにせよ、上述の対日覚書の通知後、ソ連は岸内閣打倒・安保条約破棄・中立日本実現の三条項を骨子とする急進的な対日政策を展開するようになったのである。<sup>(15)</sup>

中ソ両国の対日中立化攻勢は、その後も執拗に続けられた。一九五九年四月一三日、久しく中断していた日米安保改定交渉が再開されるや、ソ連は日本の安全を保証する方策を具体的に提示した。同年四月二〇日付のジャパン・プレスサービスマ田良介専務理事に宛てた回答文のなかで、一九五八年三月のブルガーニン首相失脚後に首相の座に就いたフルシチョフは、ソ連は日本の「永世中立」を保障する用意がある、保障の具体的形態に關し日本政府と討議すべきであるということは論をまたないが、「ソ連、中国、日本および米国の間でアジアと極東の他の国家も参加可能な平和条約を締結すれば、それも日本の中立を確保する一方法たりうるであろう」と指摘した。<sup>(16)</sup> さらに非核地帯建設問題に觸れ、「核武装禁止地帯樹立は国際緊張緩和およびアジアにおける戦争の脅威除去にとつて有益である」とした。<sup>(17)</sup> このフルシチョフ書簡は、ソ連の理想とする日本の安全保障の形態が「非核・中立」であるということを示唆している。

このように、一九五八年年末から翌五九年春にかけて、中ソ両国は熾烈な対日中立化攻勢を展開した。しかしその目的および評価については、従来二つの対立する視点が存在した。第一の見解は短期的視野からそれを検討するもので、それによれば、中ソ両国の対日平和攻勢は警職法改正反対闘争以後いわば中弛み状態に陥っていた安保闘争の奮起を促し、一九五九年六月に予定されていた参議院選挙において革新政党の勢力を大幅に伸長させることにその主眼を置くものであった。<sup>(18)</sup> このような見方からすれば、中ソの対日中立化攻勢は所期の目的を達成せずに終つたと結論づけられよう。というのも、中ソ両国の対日中立化勧告は、一般国民に内政干渉の印象を与え、それが禍となつて、安保改定問題を争点の一つに据えた第五回参議院選挙において、自民党の進出、革新陣営の後退という結果が惹起されるに至つたからである。しかしながら、六〇年安保闘争を本格的に扱つた唯一の英文研究書『プロテスト・イン・トーキョー』の著者ジョージ・パッカー博士に代表され

る第二の立場、すなわちそれが日本国民に安保条約の危険な側面を痛感させ、五九年下半期に空前の規模で展開した安保闘争を激化させる重要因子になりえたとする長期的視野からの評価によれば、中ソ両国の対日中立化攻勢は「多大なる勝利」<sup>(19)</sup>とまではいえないにせよ、かなりの勝利を手中に収めたと考えることが出来るかも知れない。

- (1) 『朝日新聞』昭和三年一月十四日。
- (2) *The Oriental Economist*, op. cit., p. 502.
- (3) 『朝日新聞』昭和三年一月一日。
- (4) 同左。
- (5) 同二月二〇日。
- (6) 『Известия』, 4 сентября 1958 г. なる藤山・スレン会谈開催以前のソ連側見解を分析する場合。Д. Петров, Разочарование в Токио, 『Известия』, 18 сентября 1958 г. の重要記事。
- (7) 例として В. Ф. Ковтун (ред.), История Международных отношений на Дальнем Востоке 1945-77 гг., Хабаровск, 1977 г., стр. 261.
- (8) 例として Дмитрий В. Петров, Япония в мировом политике, М., 1973 г., стр. 79-80.
- (9) 『Правда』, 3 декабря 1958 г.
- (10) 『Известия』, 23 октября 1958 г.
- (11) В. Пономарев, Международное коммунистическое движение на новом этапе, 『Коммунист』, 1958 г., No. 15, стр. 12-30.
- (12) 注(8)と同左。
- (13) 同声明文発表後、宮本書記長および春日正一幹部会員等は一九五九年一月二三日第二一回ソ連共産党大会に出席すべく羽田を出発した。
- (14) J. A. A. Stockwin, *The Japanese Socialist Party and Neutralism* (London: Cambridge University Press, 1968), pp. 82-94.
- (15) かかる三条項を唾ひかけながらソ連は再三太平洋上の目標に向ひ、日本の上空にソ連ICBM実験を敢行した。こうしたソ連の態度はソ連が「攻撃的で威圧的」な国であるとの印象を日本人に植えつけた。James W. Morley, "Japan's Image of the Soviet Union 1952-61," *Pacific Affairs*, Spring 1962, p. 57.
- (16) "N. S. Khrushchev Replies to R. Honda," *International Affairs*, May 1959, pp. 3-5.

- (17) アジア・太平洋非核地帯建設構想は第二回ソ連共産党大会においてフルシチョフ首相によって提唱されたものである。アダム・B・ウラム教授に「それは、同構想には中国の核武装を牽制しようとする思惑がこめられていたとされる。Adam B. Ulam, *Expansion and Coexistence: Soviet Foreign Policy, 1917-73*, 2nd ed. (New York: Praeger, 1974), p. 621. など。ソ連は安保改定交渉期「中ソ一枚岩」の神話を維持しようとする。努めた。
- (18) *New York Times*, May 5; May 17; May 16, 1959.
- (19) George R. Packard III, *Protest in Tokyo: The Security Treaty Crisis of 1960* (Princeton: Princeton University Press), p. 186.

### 三、日米安保条約改定とソ連

一月二七日に挙行された「国会請願デモ」はもとより、一九五九年中に一〇数次にわたって実施された安保改定阻止闘争はベトロフ(『イスベスチャ』)、ラトシエフ(『ブラウダ』)各東京特派員の筆により克明に報道されたが、ソ連の対日政策は同年後半顕著な変化を示さなかつた。しかし、翌一九六〇年一月一九日、新日米安保条約がワシントンにて調印されるや、ソ連はいよいよ強硬な対日政策を展開するようになった。その先鞭をつけたのが、条約調印式の翌日、ソ連共産党機関紙『ブラウダ』に大々的に掲載された「日本はどこへ行く」と題するソ連極東軍管区ペニコフスキー司令官署名の論文である。<sup>(1)</sup>二九〇〇字に及ぶ論文のなかで、ペニコフスキー司令官は新日米安保条約を日独伊三国防共協定に準え痛烈に非難した後、中ソ両国に矛先を向ける新日米安保条約が調印された結果、「ソ連国民は齒舞群島ならびに色丹島を日本に引き渡すことに困難を覚えるようになった」との注目すべき言及を行なつた。

ペニコフスキー論文の発表一週間後の一月二七日、グロムイコ外相は門脇駐ソ大使に対し新日米安保条約調印後最初の対日覚書を手交した。<sup>(2)</sup>この覚書はソ連政府が北方領土返還に新たな条件を付加したことを正式に確認するものであつた。当該部分のみ引用しておこう。

「平和条約調印後、日本に対し右諸島(齒舞および色丹—引用者)を引き渡すことを承諾したのは、ソ連政府が日本の希望に応じ、

ソ日交渉当時日本によつて表明せられた日本国の国民的利益と平和愛好の意図を考慮したがためである。しかし、ソ連政府は日本政府によつて調印せられた新条約がソ連邦と中華人民共和国に向けられたものであることを考慮し、これらの諸島を日本に引き渡すことによつて外国軍隊によつて使用せられる領土が拡大せられるがとききことを促進することはできない。よつてソ連政府は、日本領土から全外国軍隊の撤退およびソ日間平和条約の調印を条件としてのみ、齒舞および色丹が一九五六年一〇月一九日付ソ日共同宣言によつて規定された通りに日本に引き渡されるだろう、ということを声明することを必要と考える」(傍点引用者)

「現代のロケット核兵器戦争の条件下においては、狭小かつ人口稠密にしてしかも外国軍事基地の散在する日本が全土にわたり最初の瞬間に広島および長崎の悲劇的運命を見る恐れのあることは現在何人にも明らかではなからうか」と警告を発しつつ齒舞・色丹両島返還に一方的に新条件を付与したソ連政府覚書は、同一月二四日の周恩来首相演説、二九日の陳毅外交部長声明などの中国の新日米安保条約の非難とともに、大きな反響を日本国内に巻き起した。グロムイコ覚書に対し、外務省情報局長は、齒舞・色丹両島の返還は日ソ共同宣言で平和条約締結だけを条件としており、安保条約改定はソ連側新条件の理由となる事態ではなく、ゆえに外国軍隊の撤退という一方的な新条件は「国際約束を反古」にし、「全く国際信義に反するもの」であり、「安保条約改正の機を把え国内人心の攪乱をはかり、日米離間を狙つ」たものであり、「我が国に対する内政干渉の現われである」と反論した<sup>(3)</sup>。

国際法上からいえば、日ソ共同宣言調印の時点においてすでに日米安保体制および在日米軍は存在していたのだから、新安保条約の調印は事情の根本的变化 (*rebus sic stantibus*) を構成し難く、北方領土返還に一方的に新条件を付与したソ連の態度は不当であるといわざるをえない。グロムイコ覚書の政治的意図については、日本国内でさまざまに議論されたが、少なくとも確実に指摘できる点は、同覚書が中国政府の新条約非難とあいまつて、二月一日より開始された「安保国会」における与野党の対決を敵しいものとし、さらには安保条約阻止国民会議を中心に行なわれた院外の安保反対闘争を盛り上げ



一つの契機を提供したことである。<sup>(4)</sup>

条約文についていえば、ソ連がとりわけ関心を寄せたのは、バンデンバーグ決議の趣旨を日本の現状に照し合わせ婉曲的に盛り込んだとされる第三条、事前協議に係わる第四条および「極東の範囲」をめぐる論争を呼んだ第六条である。「締約国は」武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる」と定めた第三条を根拠に、ソ連は日本が国際情勢の緊張緩和と憲法第九条の精神に逆らい、再度軍国主義と侵略の道を歩み始めた」と非難し、第四条に記された事前協議については在日米軍の行動を実質的には少しも拘束しておらず、安保反対派の不満を躲すため挿入された「有名無実の政治的取り決め」に他ならないと酷評した。<sup>(5)</sup> また、第六条に関していえば、「フイリピン以北、中国の沿岸、沿海州と日本の周辺を含む一帯である」との一九五九年一月一六日の参議院予算委員会における藤山外相答弁および「ソ連は極東に含まれているように思う」との一九六〇年六月七日の米上院外交委員会におけるハーター國務長官発言その他を援用し、新条約が中ソならびにアジア諸国に鋒先を向けた攻撃的軍事同盟であることを論証しようと試みた。<sup>(6)</sup>

新日米安保条約に関する国会審議は、「極東の範囲」をめぐる政府の不統一な答弁などが原因となり、日を追って白熱していった。この時機を巧みに把握、ソ連は二月二五日、三月一日、四月二二日と再三にわたり新条約調印を攻撃する対日覚書を手交した。こうした一連の覚書のなかで、ソ連は日本の北方領土返還要求を「復讐主義への危険な傾向の現われ」と排斥する一方、「新日米軍事同盟締結に関し生ずる結果に対する一切の責任は日本政府にある」との警告を発し、国会論戦に苦慮する岸内閣に外交径路を通じて圧力を加えたのである。

このような状況下で、内外の批判の矢面に立たされていた岸内閣に不測の事態が降り懸つた。五月一日にソ連領内で起つたU2型偵察機撃墜事件がそれである。ソ連領土内で撃墜されたU2が、天候観測の名目で、既に在日米軍厚木基地に複数

配置されている事実が報じられていただけに、「もし他の偵察機がソ連上空で発見されれば、ソ連はこのような飛行機に基地使用を許した国家に対し報復措置をとるであろう」との五月九日のフルシチョフ首相演説およびマリノフスキー国防大臣の同趣旨の五月二二日の言明は、東京株式市場の株価の急落をもたらすなど、大きな波紋を各方面に投げかけた。正しくU2型偵察機撃墜事件は、日本国民の対米信用を失墜させ、あるいは日米安保体制への疑惑を増大させ、新日米安保条約に対する反対闘争を激化させる誘因となったように思われる。

新日米安保条約批准を急ぐ岸首相はかかる情勢に焦燥感を抱き、非妥協的な野党を相手とする条約審議に終止符を打ち、一気に新条約の衆議院通過を試みた。すなわち、アイゼンハワー大統領の訪日が予定されている六月一九日までに批准手続を終了すべく、五月一九日深夜、新日米安保条約の強行採決に踏み切つたのである。世論は政府与党のこの行動を議会民主主義の精神に反する暴挙であると非難し、その結果、強行採決が敢行された五月一九日から約一ヶ月間、日本は戦後最大の政治危機に見舞われることになつた。

ところで、六月一〇日のハガチー事件、六月一五日の全学連国会突入事件、六月一六日のアイゼンハワー大統領訪日中止発表に象徴される政治危機は、果たして岸首相が論じたごとく「国際共産主義の謀略」により惹起されたものであろうか。日本原水協理事長安井郁教授が明らかにしているように、安保批判勢力に一定額の闘争資金が共産圏から流入したことは事実である<sup>(6)</sup>。しかし、五月中旬から六月下旬にかけてわが国を襲つた政治危機が岸内閣の強行採決に直接的原因を有したという点に注目するならば、海外からの物質的援助が安保闘争の基本構造を大きく歪めたとは断定できないのであるまいか。

しかし、急進的なソ連対日政策の緩和は、批准書交換後、予想以上に急速に進展した。新条約批准書交換の一週間後の六月三〇日、ソ連政府は同条約に関する総括的な声明文を発表し、そのなかで新条約を「米支配層の破産した政策が生んだも

う一つ別の醜悪な申し子」であると敵しく糾弾し、日本の運命にとつての安保体制の危険性を改めて指摘した後、「日本の軍事同盟参加政策の放棄および日本領土にある外国軍基地の撤廃こそ、世界平和ならびに諸国民の友好強化に対する重要な貢献となるであろう」と主張し、従来のソ連政府の公式見解を改めて強調した。しかし、同声明文を分析する場合、看過されてはならないのは、次の一節である。

「ソ連国民は身近な隣人である日本に対して平和ならびに友好裡に暮し、平等・独立および主権の相互尊重、内政不干渉の原則に基づいて協力する以外に、なんの他意も抱いていない。ソ日両国民間に真の善隣関係が確立されれば、それは疑いもなく両国民の利益のみならず、全世界平和強化の利益にも合致するであろう」

右記引用文の興味深い点は、日ソ友好促進の必要十分条件として、ソ連が新日米安保条約破棄を必らずしも要求してはいないということであろう。事実、岸首相辞任に伴ない池田内閣が発足すると、ソ連は漸次新条約非難の論調を和らげ、一九六一年八月のミコヤン第一副首相の来日、一九六三年六月の貝殻島水域における日本人漁夫の昆布漁の許可その他の事例に証左されるように、積極的に日ソ関係修復に乗り出して来たのである。ソ連の対日政策が革新陣営の展開する反安保・反政府闘争支援に象徴される「急進路線」から日本政府をその交渉相手とする「現実路線」へと急速に軌道修正を行なつた背後には、おそらく中ソ対立の進行という国際政治的要因とシベリア開発促進という国内経済的要因が作用していたものと思われる。

(1) 《Правда》, 20 января 1960 г.

(2) 邦訳は、南方同胞授護会「増補 北方領土問題資料」、南方同胞授護会、昭和四一年、一八八—一九二ページ。

(3) 前掲「増補 北方領土問題資料」一九二—一九二ページ。

(4) 与野党各党の同覚書に対する反応については、『読売新聞』昭和三五年一月二八日参照。なお、総評のソ連覚書に対する全面支持の態度については『アカハタ』昭和三五年一月二九日を見よ。

(5) М. Марков, Опасный шаг, 《Новое время》, 1960 г., No. 6, стр. 3. など、リチャード・スナイダー元一等書記官は、安保改定にあつて米国側が最も重視した点の一つは、事前協議制であり、同制度と朝鮮半島、在日米軍の作戦行動との関係が米国側にとって重要な問題であつた

と述べている。昭和五四年四月二十五日の同氏のインタビュー。

(6) "Japan's Realities, and her Military Alliance with the United States," op. cit., p. 42 著者の Дмирий В. Петров、Япония в мировой политике, М., 1973, стр. 79-80.

(7) 《Правда》, 10 мая 1960. 著者の『朝日新聞』昭和三五年五月三十一日。

(8) 日本原水協理事長安井郁教授は、昭和三四年および三五年にわたり中ソ兩國から原水協に対し毎年五千ドルの供与があつたと語つてゐる。New York Times, July 26, 1959.

(9) 《Правда》, 30 июня 1960.

#### 四、対日政策の構造

——結語にかえて——

前章までの分析からいかなる結論が導き出されるのであろうか。本稿冒頭において提示した五大争点を、便宜上、(一)シベリア開発を含む日ソ経済関係、(二)日ソ平和条約・北方領土・北洋漁業、(三)安全保障の三領域に大別し、日ソ共同宣言調印から新日米安保条約批准に至る約三年八ヶ月間のソ連対日政策の基本構造を改めて検討してみよう。先ず第一領域であるが、この分野は第三領域と同様にソ連が最も関心を寄せた分野であり、ソ連はここでは概ね満足すべき成果を手中にしたように思われる。既に指摘したように、ソ連の意図した点は、経済復興の目覚しい工業国日本との間に安定かつ長期的な通商関係を樹立し、それによつてシベリアおよびソ連極東地区の開発に必要な開発資材や工業機械その他をわが国から導入する道を拓くところにあつた<sup>(1)</sup>。この目的を成就するために、ソ連は日ソ貿易の将来性、原料需要国日本と原料供給国ソ連の相互補完性および日米経済関係の不平等性を強調し、数次にわたり産業視察団を来日させ、さらには一九五八年四月に大阪で開催された国際見本市に戦後始めて参加するなど、日ソ経済関係発展に意欲のあるところを印象づけた。一九五七年一二月に日ソ通商条約(有効期間五ヶ年)および日ソ貿易支払協定(有効期間一ヶ年)が締結されたのを皮切りに、一九六〇年三月には有効

期間を三年とする、念願の長期的取り決めである日ソ貿易支払協定の調印に成功し、それに伴ない日ソ貿易総額も一九五七年の二千二〇〇万ドル、五八年の四千万ドル、五九年の六千三〇〇万ドル、六〇年の一億四千七〇〇万ドルと三年有余の間に約七倍の伸びを記録した。

安保改定をめぐる両国の政治的緊張にかかわらず日ソ経済関係が順調に発展した主たる事由は、「政経不可分」の原則に固執し、政治をいわば経済に優先させ、長崎国旗侮辱事件を契機に日中貿易中断をも躊躇しなかつた中国とは異なり、ソ連が日ソ貿易を実務的に伸長させるとの方針を堅持した点に負うところが大きいように考えられる。<sup>(2)</sup> こうした中ソ両国の対日政策の異同は注目されて然るべきであらう。

次に第二領域であるが、平和条約、北方領土、北洋漁業の三項目をここに一括した理由は、北方領土ならびに北洋漁業の両懸案が日ソ平和条約締結と緊密な関連を有していることによる。ソ連政府があるいは「齒舞・色丹の日本返還および北洋海域における日本人漁夫安全操業の実現のためには日本がソ連と平和条約を締結することが前提である」と主張し、あるいは「日ソ平和条約調印こそ世界平和および極東平和に寄与するものである」と力説しつつ、一再ならず平和条約締結を提唱したことは既に見て来た通りである。しかし、本稿の対象とした時期において、平和条約締結問題がソ連政策決定者から一貫して焦眉の問題として扱えられていたわけではなかつたという事実は、誤解なく認識されるべきであらう。つまり、一九五八年九月の藤山・ダレス会談を分水嶺として、ソ連対日政策の主眼は日ソ通商関係確立から日米安保改定問題へと移行し、日ソ平和条約締結はその必要性が喧伝されこそすれ、安保闘争激化に伴ない次第に安保改定問題の背後に押しやられてしまつたのである。日ソ平和条約に付与したソ連政府の優先順位が比較的低いものであつた以上、同条約未締結の理由によつてソ連対日政策が基本的に挫折に終つたと断定することは控えるべきではなからうか。また、ソ連政府が真に平和条約の早期締結を希求していたとするならば、北方領土の帰属に関しても何んらかの譲歩案もしくは妥協案が提示されたはずであ

る。ともあれ、平和条約、北方領土、北洋漁業から成る第二領域は、第一領域とは対照的に、安保改定に起因する日ソ両国間の政治的緊張の影響を最も著しく被つた分野であつた。北洋海域における日本のサケ・マス漁獲高は一九五七年の一万四トンから一九六〇年には七万トンへと半減を余儀なくされ、また新日米安保条約調印を契機に北方領土に対するソ連の実質的支配は一層強化されることになつたのである。

最後に第三領域の安全保障問題に関して論及すれば、安保改定交渉当時、ソ連は次の二点に要約される危惧の念を抱いていたように思われる。第一の危惧は新日米安保条約締結を契機に米国が北東アジア・太平洋地域における戦略的地位の再建・強化を図るのではなからうかというものであり、第二のそれは同条約調印によつて日本がより大きな軍事負担を自主的に引き受け再軍備の道を本格的に歩み出すのではなからうかというものであつた。一九五九年六月二日のソ連政府による中ソ国防新技術協定の破棄通告、一九六〇年四月一六日の中国共産党中央委員会機関紙『紅旗』の「レーニン主義万歳」に見られる中国のソ連批判は中ソ関係の悪化を示すものであつたが、こうしたアジアの新しい国際情勢に直面しつつあつたソ連にとつて、米極東戦略の再構築、日本の軍事力増強、日米同盟体制の再調整および堅牢化に通じうる新日米安保条約締結は特に歓迎し難いものであつたといつてよい。

新日米安保条約が史上空前の反対運動にかかわらず批准され、ソ連が標榜した非核・永世中立および野党連合政権が実現しなかつた点を把え、第三領域に関するソ連対日政策が完全に失敗に終つたとする見解がある。しかし、かかる分析は短絡的に過ぎるのではなからうか。なぜならば、日本の核武装問題を別とすれば、安保破棄・永世中立・野党連合政権の実現は、ともに当時のわが国が置かれていた国際環境ならびに国内環境から判断して達成し難いものであり、ソ連がこれらを即時に成就可能な目標として追求していたとは考えにくいからである。かかる目標をソ連が掲げた本来の事由は、(一)米国の極東戦略の再編成および日本の軍備増強につながる動きに牽制を加え、(二)日米同盟関係の離間をもたらし、(三)日本における米

国の威信を損傷するとともに、(四)日本の親米反共勢力弱体化をはかるといふ四項にあつたと考えるべきであろう。

要するに、安保破棄、非核・中立日本の実現、岸内閣退陣といった一連の標語は、かかる目的を達成するためにソ連が活用した外交手段であつたとみなすべきであろう。このような視角が核心を突いているとするならば、熾烈な対日攻勢により日米同盟体制を激しく揺さぶり、「米国の全極東政策に最大の打撃を与え、岸政権の親米路線の道義的・政治的破産」をもたらしたとソ連の日本研究者が評したアイゼンハワー大統領訪日中止事件、および「日本を破滅の道に駆り立て」、「反民族的政策」を遂行したと『ブラウダ』が批判した岸首相の辞任を惹起せしめるのに一翼を担つたソ連対日政策は、限定的ながらある程度の成功を収めたと考察されよう。

- (1) 一九五〇年代の日本の経済成長については、米国も注目していた。邦訳「コンロン報告」、『中央公論』昭和三十五年一月号、三五四—三六一ページ。
- (2) 長崎国旗侮辱事件に関するソ連の記事取り扱いは事務的であり、中国に好意的であつたとはいい難い。《Известия》, 8 мая 1958 г.
- (3) 中ソ対立については、Donald S. Zagoria, *The Sino-Soviet Conflict 1956-61* (New York: Atheneum, 1973) 参照。
- (4) 日本の各勢力に対するソ連の評価を知るためには、例えば、D. Dubrovsky, "The Sharpening Crisis in Japan," *International Affairs*, August 1960, pp. 16-21; 及び L. Kudashvay, "Contrary to Japan's National Interests," *International Affairs*, January 1960, pp. 66-68 を見よ。

(5) 邦訳、エリ・エヌ・クタコフ『日ソ関係史』第三巻、刀江書店、昭和四四年、七九一—二頁。

〔付記〕 本稿を作成するに当たり、コロンビア大学のジュークス・W・モーリー教授、慶應義塾大学の神谷不二教授、小此木政夫助教授および安保改定当時在日米国外務館一等書記官として日米会談に参加されたコロンビア大学のリチャード・スナイダー客員教授に、さまざまな形で世話になつた。特に、神谷不二教授には原稿作成の段階で数多くの有益な批評をいただいた。記して深甚なる感謝の意を表したい。